

東久留米市財政危機宣言

～破たん回避のために

公表します「行政評価」

行政評価って何？

◆行政評価は「市役所」の通信簿

市で行っている仕事は、これまで顧客（市民）から“見られる”ことに意識が薄い面がありました。これは市役所の役割である、あらかじめ税金をいただき、それを元に納税者が納得できる公共サービスを行っていくための意識が低いことが要因となっていました。

行政評価は、顧客であり納税者である市民に対して、市が行っている仕事について目標や成果などをお見せするための方法です。

市役所と比べて、民間企業が社会経済情勢の変化に対応できているのは、企業が常に顧客や株主の目にさらされているからです。企業は競合他社を横目に見ながら、株主によりよく見られるように利益を上げ、顧客に高い満足を与えるために、より良い商品やサービスを提供しようと努力しています。

行政評価は、この顧客に“見られる”という新しい緊張感を市役所にもたらすことで、民間企業と同様に、絶え間ない変革を行うための仕組み（道具）です。市の仕事は民間企業のサービスと違い、ほとんどの分野で、お金を払う人（納税者）とサービスを受ける人（受益者）が一致しません。このことが、納税者は「税金を納める」、市役所は「予算を使う」、受益者は「コストの多寡に関わらず、サービスが受けられればよい」という構図を生んでいる要因ではないでしょうか。

皆さんから納めていただいた税金を使って、顧客（市民）に対して行っている仕事の成果を『通信簿』として公表し、市民とりわけ納税者の視点から判断してもらうこと、それが行政評価を導入した目的です。



「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」を守るために
落合川いこいの水辺

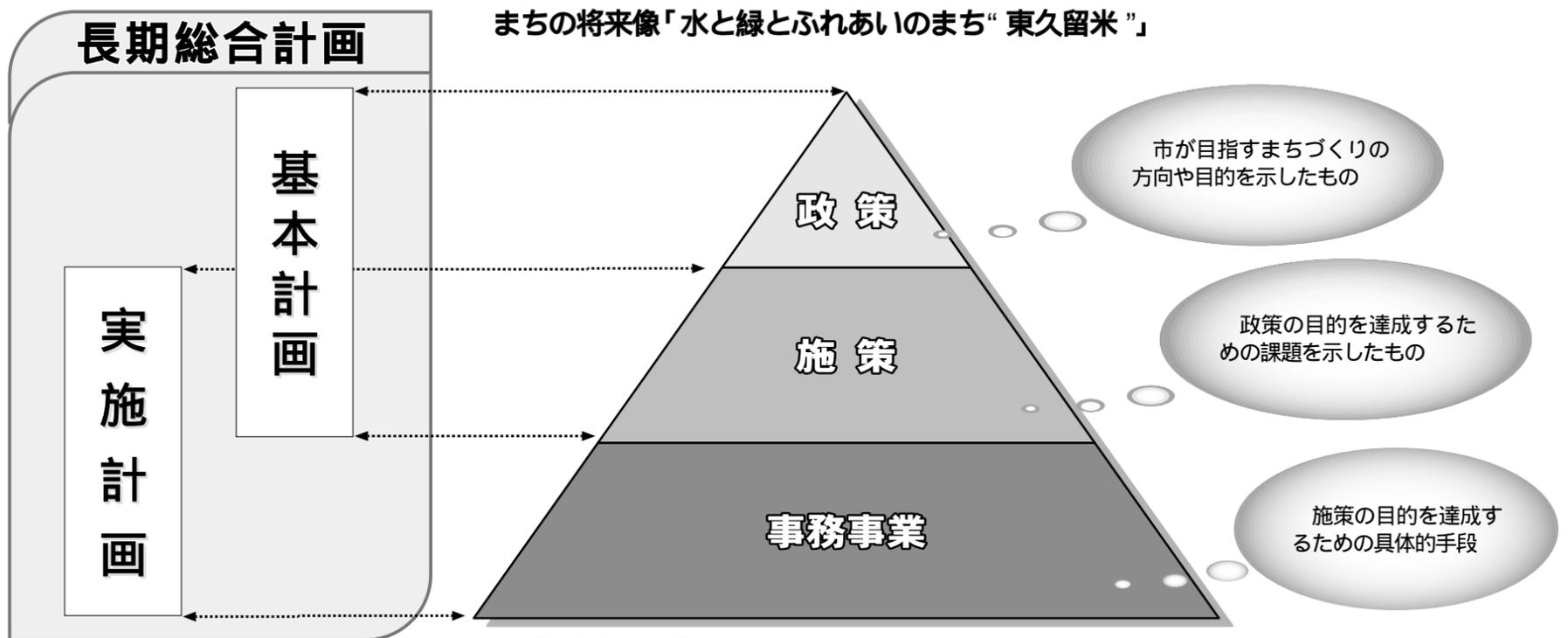
どんな方法で評価するの？

◆東久留米市の行政評価は「施策」「事務事業」の2段階で行っています

下の図は、市の計画（長期総合計画）として公表した、「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」を実現するための考え方を説明したものです。この中で政策を実現するための課題である施策は「基本計画」で明記し、施策の具体的解決を図る手段としての事務事業は「実施計画」で財源の裏付けをして、その推進を図っています。

東久留米市の行政評価は、この市の政策体系に基づいて行っていることから、政策評価とされ、「施策」「事務事業」という二つの段階で行っています。

まちの将来像「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」



【評価段階の役割】

(1) 施策評価

課長職が評価を担当するもので、設定した成果指標などを踏まえて行っています。この評価結果は、部長職によって行う施策の優先度付けに用いるほか、事務事業の施策に対する貢献度を踏まえて行う事務事業の優先順位付けに用います。

なお、先に、実施させていただきました「市政世論調査」は、施策の成果を図るため設定した成果指標の現状値を把握するという目的で実施したものです。調査結果は、各施策の成果指標に活用されています。

(2) 事務事業評価

係長職・担当者が評価を行うもので、個々の事務事業の実施の目的等を説明するとともに、実施の成果を目的妥当性、効率性などの面から振り返り、より効果的で効率的な事業を行うための方策を導き出していきます。

2面では、実際の施策評価表の一つを例に、概要を説明します。

厳しい財政状況の中で、市は自律的な自治体としての存続の危機に直面しています。今まさに破たんを回避するために、特にこれまでの手法を根本的に見直した行政改革を推進しています。市がこれまで取り組んできた行政改革は、コストや人員削減に焦点をあてた減量経営を指したものでしたが、今必要なのは、「減少を続ける市税収入を受け、今のサービスの質をどう維持するのか」「新たに求められる行政の役割をどう担っていくのか」との視点から行政体質の改革を行うことです。このため、市では、「行政評価制度」を活用し、社会経済状況に対応でき、かつ安定した行政サービスを提供し得る自治体を目指し、行政改革に取り組みんでいます。

この財政危機宣言特集号では、その大きな役割を担う行政評価制度についてご説明します。ご質問・ご意見は企画経営室行政財政等担当室(7701)へ。

